

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

◇ 告 示 土地改良区の役員の就退任 (農村整備課)

土地改良事業の認可 (二件) (〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (〃)

都市計画法第六十六条による告示 (二件) (都市計画課)

都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課)

建築基準法による道路の位置の指定 (建築課)

◇ 選管告示 政治団体の設立の届出

指定団体の届出

◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (生活保安課)

告 示

鳥取県告示第九百二十七号

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八幡池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 山本 庄次郎 鳥取市浜坂一丁目一五―三四

〃 米原 徳太郎 〃 八―八

〃 山根 俊男 〃 二―七

〃 中田 雅吉 〃 三―三一

〃 青木 管男 〃 九―七

〃 谷口 二郎 〃 覚寺三八七

〃 山下 重頭 〃 四―一

〃 坂田 敏夫 〃 丸山町一〇〇

監事 西村 宜美 〃 覚寺四四〇

〃 須崎 弘行 〃 浜坂一丁目一―二五

〃 米原 章吉 〃 九―三

平成元年六月十四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 米原 正雄 鳥取市浜坂一丁目一〇―一九

武内勝己	一六一二
武内稔	一一二七
砂川照雄	一五二五
岩田光雄	八一七
平井基義	覚寺四二二
田中一朗	三九九
青木和雄	四〇九
米原徳太郎	浜坂一丁目八一八
谷口二郎	覚寺三八七
青木管男	浜坂一丁目九一七

平成元年六月十五日就任 任期二年

鳥取県告示第九百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）今長地区農業用排水）を平成元年九月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）猪小路地区農業用排水）を平成元年九月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百三十号

溝口町が行う土地改良事業に係る添谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

平成元年九月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・三・七号米子駅境線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業所の所在

1 収用の部分 鳥取県米子市加茂町二丁目、西町及び内町地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第九百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成元年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業 三・四・十号倉吉由良線及び三・五・十八号

瀬崎町金森町線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業所の所在

1 収用の部分 鳥取県倉吉市福吉町、越殿町、福吉町二丁目、金森町及び鳴川町字砂畑地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第九百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 新開川都市下水路

三 事業施行期間

昭和五十八年五月十日から平成八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第九百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成元年九月十二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成元年九月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 米子市旗ヶ崎六丁目一 八 有限会社太田工務店 代表取締役 太田幸成	道路の位置の指定場所 米子市旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ 三 四九八一六、四九八 八及び四九八一三	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 四・〇(四・一 延長 三五・〇
---	---	--

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

平成元年九月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
吉田達男とふるさとの二十一世紀を創造する会	広田 幸一	米井 悟	鳥取市幸町一	平成元年七月四日	その他政治団体
ふじ花会	藤井 公典	松原 弘文	東伯郡三朝町大字三朝三〇二	平成元年七月十一日	"
おきはる英夫後援会	小西 鹿之	杉原 美樹	倉吉市上灘町一四五	平成元年七月十三日	"
織田洋後援会	下山 睦彦	林 豊	八頭郡智頭町大字智頭七〇八一五	平成元年七月十四日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり指定団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成元年九月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

指定団体の届出をした者の氏名	公職の種類	指定団体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
吉田 達男	参議院議員	吉田達男とふるさとの二十一世紀を創造する会	鳥取市幸町一	広田 幸一	平成元年七月四日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により銃銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成元年9月12日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により銃銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて銃銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分	種別	日 時	場 所	受講対象者
初心者講習	初心者講習	平成元年10月19日 午前10時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地下1 階第5会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

経 験 者 講 習	平成元年10月12日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市花町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び黒 坂の各警察署の管 内に居住する者
	平成元年10月24日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議棟3階15 会議室	岩美、鳥取、那家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具(ノート、ボールペン、万年筆等)